

「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」に係る
補助事業者の公募要領

平成 28 年 2 月 26 日
環 境 省
総合環境政策局
環境経済課

この公募は、平成 28 年度予算成立後、速やかに補助事業を開始できるようにするために予算成立前に公募の手続きを行うものです。したがって、平成 28 年度予算の国会における成立が前提であり、補助事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者を公募する。

1. 総則

「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の公募の実施については、この要領に定める。

なお、エコリース促進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の規定によるほか、エコリース促進事業費補助金交付要綱（平成23年4月13日付け環政経発第110413002号）及びエコリース促進事業費補助金交付事業実施要領（平成23年4月13日付け環政経発第110413003号）の定めるところによる。

2. 業務内容

リース料の低減を通じ低炭素機器の普及を促進することによって地球環境の保全に資するため、環境大臣が一定の要件を満たすと認めたリース事業者（以下「指定リース事業者」という。）であって低炭素機器をリースにより提供するものに対して補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）である（別添1参照）。

3. 予算額

補助事業の予算額は 18 億円である。なお、補助事業に必要な経費のうち、業務管理費は 6,600 万円を上限とする。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する者であること。

①民間企業

②独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法

人

- ③一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。）
- ④法律により直接設立された法人
- ⑤その他環境省が適当と認める者（国及び地方公共団体は対象としない。）

5. 説明会の開催

(1) 日時

平成28年3月1日(火) 13時00分～

(2) 場所

環境省 第1会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎5号館22階)

本補助事業に応募する場合は必ず出席すること。

なお、他の補助事業に係る説明とあわせて実施する場合がある。

6. 募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 <担当：村上>

電子メール ECOLEASE@env.go.jp

(2) 受付方法

応募に係る問い合わせについては電子メールにてお願いします。

(電話、来訪等による問合せには対応しない。)

(3) 受付期間

平成28年3月7日(月)までの平日の10時から17時までとする。

(4) 回答

平成28年3月8日(火)17時までに、メールにより行う。

7. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（様式1）

① 応募書類

（別添2）「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る応募書類作成事項による。

② 経費内訳書

間接補助事業を実施するために必要な経費のすべての項目及び見積額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の定款及び概要（会社概要等）が分かる資料

④ 過去2決算期の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

※申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を

- 行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する事業報告及び決算報告
- ⑤ 官公庁又は会計検査院による、不適切な会計経理の処理等に対する指摘を受けた場合は、その概要及び是正の措置内容並びに再発防止措置の内容が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 平成 28 年 3 月 10 日(木)12 時
- ② 提出書類の提出場所 6. (1)と同じ
- ③ 提出部数 8 部
- ④ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る（提出期限必着のこと。）。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで（12 時～13 時は除く。）

イ 郵送する場合は、封書の表に「エコリース促進事業補助事業者公募関係書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった応募書類等は、無効とする。

ウ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の応募を限度とし、1 件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とする。

キ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された応募書類等は、環境省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。公募の結果、補助事業者になった者が提出した応募書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、補助事業の実施に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

コ 原則として、1 者応募の場合には再度事業を実施する者の募集を行う。

8. 応募書類提案会の開催

- (1) 応募書類提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、

有効な応募書類等を提出した者のうち、書面審査を通過したものに対して平成 28 年 3 月 14 日(月)18 時までに連絡する。

- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した応募書類等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、補助事業者として採択された場合における主たる業務実施責任者とする。

9. 審査の実施

- (1) 審査は、(別添 3) 「「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」に係る応募書類等審査の手順」及び(別添 4) 「「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」に係る応募書類等審査基準及び採点表」に基づき、提出された応募書類等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な応募書類等を提出した 1 者を選定し、補助事業者候補者とする。

- (2) 審査結果は、応募書類提案会参加者に遅滞なく通知する。

10. その他

- (1) 環境省では、エネルギー対策特別会計により実施した補助事業の二酸化炭素削減効果の検証・評価等を実施しており、その実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合がある。
- (2) 上記のほか、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定められる予定につき、参照のこと。

「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」の概要

1. 事業額

18億円（予算案）

2. 補助対象機器

エコリース促進事業費補助金交付事業実施要領別添の表の左欄に掲げる機器、装置又は設備の区分ごとに同表の中欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、国による機器購入に係る他の補助金との併用は不可。

3. 補助対象リース

- ①リース期間が法定耐用年数の 70%以上(法定耐用年数が 10 年以上のものについては 60%以上。(1 年未満の端数切り捨て))であること。ただし、リース期間 3 年未満のものは対象としない。
- ②リース期間中の途中解約又は解除ができないもの。
- ③親会社、子会社、関連会社間でのリース契約でないもの。
- ④1 リース契約の上限額は 2 億円、下限額は 65 万円とする。

4. 補助率

2. の補助対象機器をリースにより導入する場合のリース料総額の 5 %以下を助成する。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料総額の10%を助成する。

5. 交付対象者

2. の補助対象機器をリースにより提供する指定リース事業者に対して助成を行う。

ただし、リース先は中小企業、個人事業主等とし、補助事業者による補助金の交付決定に際しては、補助金相当額がリース料の低減に反映されていることをリース契約書等の申請書類で確認できることである。

なお、中小企業とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- ・中小企業については資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社法上の会社
- ・医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの

(別添 2)

**「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る
補助事業者の応募書類作成事項**

応募書類は、以下の項目について、別紙様式 2 A～2 E に従い作成すること。

1 補助事業に対する理解度

本補助事業に対する理解度を審査するので、低炭素機器の普及を促進することの意義について、本業務では特にリースを活用することにより低炭素機器を導入することを踏まえ、別紙（様式 2 A）に記述すること。

2 補助事業の実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙（様式 2 B）に記述すること。

- ① 補助対象の要件の詳細について具体的に提案すること。
- ② 周知・募集の方針について具体的に提案すること。
- ③ 審査の方針について具体的に提案すること。
- ④ 交付の方針について具体的に提案すること。
- ⑤ 補助事業に係る個人情報保護の方針について具体的に提案すること。
- ⑥ 補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組について具体的に提案すること。

3 補助事業全体の実施フロー

補助事業全体の実施フローを別紙（様式 2 C）に記述すること。

4 補助事業実施体制

配置予定の補助事業管理者の経歴、手持ち業務等を別紙（様式 2 D-1）に、補助事業の内容ごとの補助事業従事者の配置、役割分担等を別紙（様式 2 D-2）に記述すること。

5 補助事業実績

過去に従事した地球温暖化対策関係補助事業の実績について、別紙（様式 2 E）に記載すること。

(別添3)

「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る
補助事業者の応募書類等審査の手順

1. 評価委員会による審査

学識経験者等及び環境省職員により構成する『「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の応募書類等審査のための評価委員会』（以下「評価委員会」という。）において、提出された申請書等の内容や審査委員会事務局が行った審査について評価を行う。

なお、審査委員会は非公表とし、審査委員会の円滑な運営を支援するため、環境省総合環境政策局環境経済課に事務局を置く。

2. 応募書類等の審査方法

(1) 「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の応募書類等審査基準及び採点表」（別添4）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

○審査項目 1～7	5点満点	10点満点
・ 優（十分満足できる）	5点	× 2
・ 良（満足できる）	3点	
・ 可（満足できるレベルよりやや劣る）	1点	
・ 不可（満足できない）	0点	

○審査項目 8	0点	-10点	-20点
・ 可（該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止措置が講じられている）	0点		
・ 不可（官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）		-10点	
・ 不可（会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない）			-20点

(2) 上記(1)により算出された委員ごとの採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を選定する。

- ① 「優」の数が多い者を補助事業者とする。
- ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を補助事業者とする。
- ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を補助事業者とする。
- ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

(別添 4)

「平成28年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の応募書類等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
1	補助事業に対する理解度 (様式2A)	リースにより低炭素機器の普及を促進することの意義に関する理解度	リースにより低炭素機器を提供する指定リース事業者に対して補助金を交付することの意義に関する理解が適切であるか評価する。	10	10
2	補助事業の実施方法等の提案 (様式2B)	要件の設定	本補助金の目的・趣旨を的確に踏まえて補助対象の要件の詳細が設定できるか評価する。	10	60
		周知・募集	本補助金に係る周知・募集の方針の妥当性について評価する。	10	
		審査	本補助金に係る審査の方針の妥当性について評価する。	10	
		交付	本補助金に係る交付の方針の妥当性について評価する。	10	
		個人情報保護	補助事業に係る個人情報保護の方針の妥当性について評価する。	10	
		事務費の適切な執行	事務費の適切な執行のための取組は適正かつ合理的か評価する。	10	
3	補助事業全体の実施フロー (様式2C)	補助事業遂行の確実性	補助事業が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	10
4	補助事業管理者 (様式2D-1)	専門知識・経験	予定補助事業管理者について、リース及び低炭素機器に係る専門知識・経験の内容等を評価する。	5	10
		専任性	現時点での手持ち業務が10件以上を0点とする。	5	
5	補助事業従事者 (様式2D-2)	配置・役割分担等	補助事業実施に必要な人員体制の方針の妥当性を評価する。	5	5
6	補助事業実績 (様式2E)	過去に従事した地球温暖化対策関係補助事業の実績	補助事業実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	5	5
7	見積価格・積算内訳(経費内訳書)	提案内容に係る見積価格の妥当性		10	10
8	是正措置の状況	平成23年1月1日から平成27年12月31までの間に官公庁又は会計検査院により、不適切な会計経理の処理等の是正を求められたことがあるか。また、是正の指摘に対しどのような措置を講じ、再発防止に向けた措置が講じられているか。		0	0
			合計	110	

【採点基準】

審査項目1～7

5点満点 10点満点

- ・ 優(十分満足できる) 5点 × 2
- ・ 良(満足できる) 3点
- ・ 可(満足できるレベルよりやや劣る) 1点
- ・ 不可(満足できない) 0点

審査項目 8

- ・ 可 (該当なし又は指摘に対し適切な是正措置及び再発防止措置が講じられている) 0 点
- ・ 不可 (官公庁から是正を求められ、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない) - 10 点
- ・ 不可 (会計検査院から不当事項として指摘され、適切な是正措置及び再発防止措置が講じられていない) - 20 点

(様式 1)

平成 年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

「平成 28 年度エコリース促進事業費補助金」に係る補助事業者の応募書類等
の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

1 応募書類（様式 2 A～様式 2 E）

2 経費内訳書

3 法人の定款及び会社概要等

4 財務諸表等

過去 2 決算期の事業報告、決算報告（申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び收支予算（案）、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する事業報告及び決算報告）

5 平成 23 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に官公庁又は会計検査院より、不適切な会計経理の処理等の是正を求められた場合には、その概要及び是正の措置内容並びに再発防止措置の内容が分かる資料

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
TEL/FAX :
E-mail :

(様式 2 A)

補助事業に対する理解度

低炭素機器の普及を促進することの意義について記述すること。特に、本補助事業ではリースを活用することにより低炭素機器を導入することを踏まえ、具体的に記述すること。

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

(様式 2 B)

補助事業の実施方法等の提案

(1) 補助対象の要件の詳細

- ・ 補助対象の要件の詳細について具体的に提案すること。

(2) 周知・募集の方針

- ・ 周知・募集の方針について具体的に提案すること。

(3) 審査の方針

- ・ 審査の方針について具体的に提案すること。

(4) 交付の方針

- ・ 交付の方針について具体的に提案すること。

(5) 補助事業に係る個人情報保護の方針

- ・ 補助事業に係る個人情報保護の方針について具体的に提案すること。

(6) 補助事業に関する事務費の適切な執行のための取組

- ・ 人件費や賃金等の適切な執行の根拠となる業務日報及び業務管理のチェック体制について、具体的な取組を提案すること。
特に、複数の業務を兼務する職員については具体的な考え方等を提案すること。
- ・ 時間外勤務の上限（月・年単位）の考え方と承認に要する体制等を提案すること。

注 本様式は全項目合計でA4版4枚以内に記載すること。

(様式2C)

補助事業全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

(様式 2 D-1)

補助事業管理者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数)	
		年 (年)	
学歴 (卒業年次／学校種別／専攻)			
地球温暖化対策その他の分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)	年 月～年 月	(年)	ヶ月
2)	年 月～年 月	(年)	ヶ月
3)	年 月～年 月	(年)	ヶ月
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数 : 現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○ 業務の概要			
保有資格			
○ 主な資格			

注 1 本様式は A4 版 1 枚に記載すること。

注 2 手持ち業務は、契約金額が 500 万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとすること。

(様式2 D-2)

補助事業従事者

- ・ 補助事業の内容ごとの補助事業従事者の配置、役割分担等について記述すること。
- ・ 国より交付を受けた補助金を他の経理と明確に区分し、適正に管理できる体制が整えられているかについても記載すること。
- ・ 補助事業を公正かつ透明性を確保して行うための体制が整えられているかについても記載すること。

注 本様式はA4版1枚に記載すること。

(様式 2 E)

補助事業実績

過去に従事した地球温暖化対策関係補助事業の実績について記述すること。

補助事業名	補助事業の概要	実施期間

注 1 本様式はA4版4枚以内に記載すること。

注 2 補助事業名は10件まで記載できるものとする。

注 3 補助事業の概要の欄には、補助事業内容を具体的かつ簡潔に記載すること。